

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市淀川区西宮原2-2-22		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長執行役員 岩崎 高治			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	277 台	5 台	1 台	349 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	389 台	45 台	2 台	477 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	1.8	キログラム	0.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	498.755	キログラム	0.155	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品について各店毎にフロン機器台帳を整備。 維持管理については年間工程計画にて簡易点検及び定期点検の点検月を決定して点検記録簿の確認により予実管理を実施。 機器整備時には整備記録及びフロン充填・回収等一覧表に充填量などの記録を実施。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類充填回収業者へ廃棄機器のフロン回収破壊処理を行った上で機器処分をする事としている。行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書）について保管を実施。 フロン機器台帳の修正追記を実施。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍冷蔵設備及び空調設備について専門業者による定期点検を実施。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 充填回収業者から破壊証明書の回付確認により、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理される事を確認している。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	R22冷媒(HCFC)を使用している機器については可能な限りR448A又はR463A(冷蔵冷凍機器)、R32(空調機器)への更新を進めている。但し能力上止むを得ない場合はR410Aを選択する場合もある。また、一部内蔵型ショーケースではノンフロン冷媒機器を導入している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。